

経営所得安定対策等交付金交付申請書の記入方法 (交付申請書の内容)

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 5 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続 新規

昨年、交付金を受け取った方は「継続」に、それ以外の方は「新規」に〇印付けてください。

【申請年月日】欄
・申請年月日は、4月1日～6月30日の間の日付を記入します。

フリガナ		ノウリン タロウ		申請年月日		令和5年 4月 1日	
氏名又は法人・組織名		農林 太郎		生年月日		昭和 33年 3月 3日	
フリガナ		訂正は二重線で消して訂正し、訂正後の内容を見やすい箇所に記載願います。		経営形態		認定状況	
代表者氏名(法人・組織のみ)				<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集落営農(構成員 人) <input type="checkbox"/> 法人		<input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 集落営農(ゲタ・ナラシ対象) <input type="checkbox"/> 認定なし	
住所		(〒 333 - 1234) 栃木県宇都宮市中央 2-1-16		電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可) 0 9 0 - 1 1 1 1 - 2 2 2 2	
法人番号				法人番号			
収入保険の加入状況		加入している 加入していない		収入保険に加入している構成員の有無(「有」の場合、当該構成員の人数)		有()人 無	
・営農開始・法人設立からの期間		2年以上 2年未満		前年の税務申告の状況		青色申告 白色申告	
				前年の税務申告の状況(組織としての状況を記載)		各構成員が申告(組織として申告なし) 青色申告 白色申告	

【生年月日】欄
・生年月日を必ず記入
・集落営農・法人の場合は代表者の生年月日を記入します。

【法人番号】欄
・平成27年10月以降に国税庁から通知された13桁の番号を記入します。
※不明な場合は、国税庁の法人番号サイトで検索してください。

【収入保険の加入状況】欄
・該当する方に〇印を記入してください。
・集落営農で加入している場合は人数の記入をしてください。

【前年の税務申告の状況】欄
・該当する方に〇印を記入してください。
・集落営農は、組織としての状況を記載してください。

※「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」及び「収入減少影響緩和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認めます。
※既「営農開始、法人設立からの期間」欄
※ゲ「該当する方に〇印を記入してください。」
※畑「畑作物の直接支払交付金(ゲタ)」に申請される場合は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認めます。
※ナ「ナラシ」の申請はできません。
※ゲ「ゲタ」に申請される場合は、別途提出いただく営農計画書等の記載する必要があります。
※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

【交付申請書内容】欄
申請するものの欄の「する」に〇印を記入します。

交付金名		畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請		収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請	
令和5年産の申請		する しない		する しない	
事業名		水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物産地形成促進事業の申請	
令和5年産の申請		する しない		する しない	

【畑作物の直接支払交付金(ゲタ)】
・対象者:認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織
・申請する場合は、裏面⑧⑨⑩を記入してください。
・収穫後交付を希望する場合は、「面積払は収穫後交付(申請)を希望」の「する」に〇印を記入します。

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に〇を付けてください)					
交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無
主食用米	ある ない	米粉用米	ある ない	なたね	ある ない
小麦	ある ない	WCS用稲	ある ない	産地交付金等の地域振興作物	ある ない
二条大麦	ある ない	加工用米	ある ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	ある ない
六条大麦	ある ない				
はだか麦	ある ない				
大豆	ある ない				

【収入減少影響緩和対策(ナラシ)】
・対象者:認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織であって、米、麦、大豆の当年産の出荷・販売を行う者
・「する」で申請する場合は、裏面⑥⑦⑨⑩を記入してください。

④ みどりの食糧システム戦略について(該当する欄に〇を付けてください)	
実践している	実践する予定
登録済の振込口座	「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし 新規 変更あり	同意する
交付申請者管理コード	
0 9 2 0 1 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	

【水田活用の直接支払交付金】
・対象者:水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、産地交付金の地域振興作物等を販売目的で生産する者

【コム新市場開拓等促進事業】
【畑作物産地形成促進事業】
【畑地化促進事業】
・令和5年2月に要調査した上記の3つの事業に申請した場合は、「する」に〇印を記入します。

【登録済の振込口座】欄
・前年の振込口座と異なる口座を振込口座としたい場合は、「変更あり」に〇印をします。
(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・新規加入の場合は、「新規」に〇印をします。
(口座届出書及び通帳表紙、通帳表紙裏ページのコピーを添付してください。)
・変更しない場合は、「変更なし」に〇印をします。

【「個人情報の取扱い」に記載された内容について】欄
・別紙「個人情報の取扱い」をお読みになり、同意する場合、〇印をします。

【(参考)前年産の申請状況】欄
・記入の必要はありません。

様 【生産予定面積】(認定農業者・認定新規就農者・集落営農組織のナラシ申請者が該当)

・令和5年産ナラシ(収入減少補てん)に加入する場合は、本年に生産を予定している作物について、その作付面積(出荷予定面積)を記入してください。

・米穀については、主食用米、備蓄米及び醸造用玄米となります。

・加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米等)、種子用、ビール大麦、黒大豆等はナラシ対策の対象外です。

・この生産予定面積を基に積立金が計算されます。

・令和4年産ナラシから、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要となっています。
ナラシ申請者に対し、後日、提出を依頼します。

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

令和5年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。

※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積	令和4年ナラシ加入実績
米穀(主食用・備蓄用・醸造用)		15,012 m ²	13,951 m ²
小麦		20,147 m ²	21,406 m ²
二条大麦	【ナラシ積立金の積み立てコースの意向選択】欄 ・ナラシ(収入減少影響緩和)に加入する場合は、希望する積み立てコースにチェック(✓)してください。		
六条大麦			
大豆			
		m ²	m ²
	【消費税の課税事業者・免税事業者等の状況】欄 ・ゲタの申請を「する」に○印を付けた方は、課税事業者・免税事業者等の状況を必ずいずれかにチェック(✓)してください。		m ²
			m ²
			m ²
		m ²	m ²

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の減収に対応した積立金を納付予定 20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。

免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

課税事業者(簡易課税事業者含む) 免税事業者 各構成員が申告

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

0 9 2 0 1 ※ ※ ※ ※

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※

【環境と調和のとれた農業生産の実施状況】欄

【農地の有効利用の実施状況】欄

・ナラシ・ゲタ対策に加入する場合は、実施状況にチェック(✓)してください。

【参考】経営所得安定対策等交付金交付申請書の裏面を記載するにあたって

ナラシ対策に加入される場合（認定農業者・集落営農・認定新規就農者が該当）は、交付申請書の裏面（様式第1号B）の積立申出等に記載してください。

⑥ 収入減少影響緩和対策（ナラシ）の積立申し出について

生産予定面積が未記入の場合は、ナラシ対策の交付金が支払われませんので、注意願います。

生産予定面積により、ナラシ対策の積立金を計算します。なお、積立金については、8月末日までに納付していただきますが、納付期日を過ぎると積立することができません。

翌年の3月31日までに、検査・出荷（販売）した数量をその年の単収で割り戻した面積が、各作物の確定面積となります。その確定面積を基に、交付金が計算されます。

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択について

- ・「10%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合標準的収入額とその年の収入額の差が、10%までの下落に対応できる積立となります。

10%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。

- ・「20%の減収に対応した積立金を納付予定」を選択し、納付を行った場合標準的収入額とその年の収入額の差が、20%までの下落に対応できる積立となります。

20%までの減収の9割を補填します（加入者積立が1/4、国が3/4を交付）。

目安として令和4年産の積立金額は、下表のとおりです。

参考 令和4年産の積立額(10aあたり)

		10%納付	20%納付
米穀	およそ	2,634円	5,268円
小麦	およそ	447円	895円
二条大麦	およそ	265円	531円
六条大麦	およそ	261円	522円
はだか麦	およそ	269円	539円
大豆	およそ	518円	1,037円

裏面に続く

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況について

ゲタの申請をする場合は、課税事業者・免税事業者等の状況を選択してください。令和5年度から「課税事業者」か「免税事業者」でゲタの交付単価が異なります。

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況について

環境と調和のとれた農業生産ができていないと、ゲタ・ナラシに加入できませんので注意してください。

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項は以下の表のとおりです。

1 土づくりの励行 土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2 適切で効果的・効率的な施肥 施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3 効果的・効率的で適正な防除 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4 廃棄物の適正な処理・利用 循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないように努めました。
6 新たな知見・情報の収集 環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7 生産に係る情報の保存 生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

⑩ 農地の有効利用の実施状況について

現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地があるとゲタ・ナラシに加入できませんので注意してください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

- 2 出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

- 3 以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1) 交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請したことが判明した場合**

 - (2) 正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合**

 - (3) 営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないこと**や、**正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと**、**その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合**

 - (4) **必要書類が保管されておらず、要件を満たすことが確認できない場合や提出を拒む場合**

 - (5) **地方農政局等による立入調査に応じない場合**

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正を行うなど訂正手続きが軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続きが簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等

個人データ等の取扱いについて

私は、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の提出に当たって、下記の事項について承諾いたします。

記

- 1 経営所得安定対策等に係る情報、水田作付実施計画及び営農計画書〔兼水稲共済耕地情報申告票〕の記載内容、宇都宮市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）が整備した水田台帳、交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の事務に必要な範囲において、市協議会が、関係機関（※1）に提供し、又は関係機関が所有する個人情報の提供を受けること。
 - ① 国の経営所得安定対策等に係る事務
 - ② 市協議会の農業構造改革事業に係る事務
 - ③ 市協議会による現地確認に係る事務
 - ④ 市協議会における認定方針作成者別の需要量に関する情報の算定事務
 - ⑤ 認定方針作成者が行う方針参加農業者別の作付参考値の算定事務

（※1）関係機関

国、栃木県、宇都宮市、宇都宮市農業委員会、他市町の地域農業再生協議会、公益財団法人宇都宮市農業公社、認定方針作成者、農業共済組合、土地改良区

- 2 市協議会又は国の交付金の計算方法に従って交付金を算定すること。
- 3 市協議会の求めに応じ、市協議会又は国の交付金の交付要件を満たすか否かを確認するために必要な書類を提出すること。
- 4 市協議会が行った交付要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書等の内容を訂正すること。
- 5 交付金の支払を受けた後であっても、私が交付要件を満たしていなかったことが明らかになった場合には、交付金の返還に応じること。